

「麻酔科専門医に関する内規」施行に伴う移行措置に関する申し合わせ

2013年5月22日制定

2016年4月22日改定

2017年3月24日改定

2018年3月23日改定

(目的)

- 第1条 この申し合わせは、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という.）「麻酔科専門医に関する内規（2013年5月22日制定）」（以下、「専門医内規」という.）の運用に係る移行措置について定める。
- 2 この申し合わせに定める事項のほかは、専門医内規にもとづき運用する。

(適用)

- 第2条 この申し合わせは、2013年度以前に医師臨床研修制度を修了した者または、2003年度以前に医師免許を取得した者で2023年度までに専門医の新規認定審査を受けようとする者、2019年3月31日以前に麻酔科専門医の認定期間終了し、専門医を更新する者、または2020年3月31日もしくは2021年3月31日に暫定麻酔科専門医の認定期間を終了する者に適用する。

(新規申請資格)

- 第3条 この申し合わせの適用者が、専門医の資格を新規申請しようとするときは、以下の各号に掲げる資格を満たさなければならない。
- (1) 申請する年の3月31日までに認定医の資格取得後満2年以上経過しており、申請する年の会費を完納していること
 - (2) 認定医の資格取得後、申請までの間、麻酔科関連業務に継続して専従していること
 - (3) この法人の認定医資格取得後申請する年の3月31日までに、1年以上は認定病院で手術室における麻酔管理業務に専従していること
 - (4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること
 - (5) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードの提出があること

(臨床実績)

- 第4条 この申し合わせ第3条第1号および第2号、第3号に定める麻酔科関連業務への従事にかかる証

明は、所属長等が発行する麻酔経歴書の写し、臨床実績報告書とする。

(研究実績)

- 第 5 条 この申し合わせ第 3 条第 4 号に定める研究実績は 5 単位とし、学術集会等への参加による実績および学術集会発表による実績に区分する。
- 2 学術集会への参加による実績は 3 単位とし、この法人の年次学術集会への参加による実績 1.5 単位を含まなければならない。
 - 3 学術発表による実績は 2 単位とし、この法人が主催する学術集会等での発表あるいはこの法人の機関誌、準機関誌への発表のいずれかまたはその組み合わせによる実績 1 単位を含まなければならない。
 - 4 同じ施設で並行して開催される複数の学術集会等への参加による実績は、主たる学術集会に限り算定することができる。ただし、参加証明書等が発行される国際的な学術集会等に参加したときは、この限りではない。
 - 5 研究実績は、専門医内規の別表により算定する。

(申 請)

- 第 6 条 専門医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 専門医新規申請書 | 1 部 |
| (2) 職務経歴書の写し | 1 部 |
| (3) 麻酔経歴書の写し | 1 部 |
| (4) 臨床実績報告書 (5 年分) | 1 部 |
| (5) 専門医実績目録 | 1 部 |
| (6) 受験票・写真 1 部 | 1 部 |

(更新申請資格)

- 第 7 条 この申し合わせの適用者が専門医の資格を更新申請しようとするときは、以下の各号に掲げる資格を満たさなければならない。
- (1) 現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
 - (2) 専門医の資格を取得後、主たる業務として引き続き麻酔科関連業務に専従していること
 - (3) 更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の研究実績があること
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、所属診療科長が、やむを得ない事情により主たる業務として麻酔関連業務に週 3 日以上携わることが困難であると判断したときは、1 年を限度として「専従」を「原則として週 1 日の麻酔関連業務に従事すること」と読み替え、所属診療科長の証明書を添付して申請することができる。

(臨床実績)

第 8 条 前項前条第 1 号および第 2 号, 第 3 号に定める麻酔科関連業務への従事にかかる証明は, 所属長等が発行する麻酔経歴書の写し, 臨床実績報告書とする.

(研究実績)

第 9 条 この申し合わせ第 7 条第 3 号に定める研究実績は 5 単位とする. ただし, 2.5 単位については以下の各号に掲げる研究実績としなければならない.

- (1) この法人の年次学術集会への参加実績 1.5 単位
 - (2) この法人が主催する学術集会等への参加またはこの法人が主催する学術集会等での発表あるいはこの法人の機関誌, 準機関誌への発表による実績のいずれかまたはその組み合わせによる実績 1 単位
- 2 前項に定める実績が, 所定の実績 5 単位に満たないときは, 専門医内規別表に掲げる学術集会等への参加あるいは学術発表による実績を加えることができる.
 - 3 同じ施設で並行して開催される複数の学術集会等への参加による実績は, 主たる学術集会に限り算定することができる. ただし, 参加証明書等が発行される国際的な学術集会等に参加したときは, この限りではない.

(更新申請)

第 10 条 専門医資格の更新を希望する者は, 認定審査委員会の指定する方法で申請を行い, 以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し, 更新を申請しなければならない.

- (1) 専門医更新認定申請書 1 部
 - (2) 職務経歴書の写し 1 部
 - (3) 麻酔経歴書の写し 1 部
 - (4) 臨床実績報告書 (5 年分) 1 部
 - (5) 専門医実績目録 1 部
- 2 専門医の更新申請の受付期間は, 認定期間が終了する年の前年 9 月 1 日から 10 月 31 日までとする.
 - 3 専門医更新の審査料は, 20,000 円とし, 申請時に納付する. 申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合, 申請を無効とする.
 - 4 専門医の更新認定を申請する年に達している者は, 専門医の更新申請に併せて認定指導医の認定を申請することができる. ただし, 初回の専門医更新に併せて認定指導医の認定を申請するときには, 別に定める認定指導医に関する内規第 5 条に定める資格を満たさなければならない.
 - 5 前項の規定に基づき, 認定指導医の認定審査を希望する者の専門医更新の受付期間は, 本条第 2 項の規定にかかわらず毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日までとする.

(更新審査)

- 第 1 1 条 専門医の更新審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、必要に応じて追加審査を行う場合がある。
- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
 - 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第 1 2 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後 2 週間以内に登録料 10,000 円を納付する。2 週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を専門医として登録する。専門医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(更新の免除)

- 第 1 3 条 専門医が、その有効期間中にこの法人の認定指導医の資格を取得したときは、以後の専門医の更新手続きを免除する。
- 2 前項に掲げる者の専門医の有効期限は、新たに取得した認定指導医の有効期間と同一とし、専門医、認定指導医の認定証を交付する。

(実績不足による更新の猶予)

- 第 1 4 条 専門医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により更新に必要な単位を取得することができなかったときは、有効期間終了日の翌日から 2 年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定専門医と称する。
- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
 - (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、専門医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の 10 月 31 日までに暫定専門医申請書および第 10 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号の書類をこの法人の常務理事会に提出し、その許可を得なければならない。
 - 3 暫定専門医申請を許可された者は、許可日から 2 年以内に更新手続きをしなければならない。この専門医有効期間には暫定専門医が含まれる。
 - 4 本条第 1 項に該当する者は、延長期間 1 年につき 0.5 単位の研究実績を加算しなければならない。

(専従期間不足による更新の猶予)

第15条 専門医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔科関連の業務に専従できなかった期間が24ヶ月以内の場合は、有効期間終了日の翌日から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定専門医と称する。

- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
- (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、専門医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の10月31日までに暫定専門医申請書および第10条第1項第2号、第3号、第4号、第5号の書類をこの法人の常務理事会に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 暫定専門医申請を許可された者は、許可日から2年以内に更新手続きをしなければならない。この専門医有効期間には暫定専門医が含まれる。
- 4 本条第1項に該当する者は、延長期間1年につき0.5単位の研究実績を加算しなければならない。

(実績単位の算定)

第16条 この申し合わせの適用者は、学術集会等への参加による実績および指導実績の算定にあたり、旧制度専門医の期間に取得した実績を算定することができる。

(資格の再認定)

第17条 専門医は、専門医内規第4条第1項第2号および第3号および第4号に掲げる事由によりその資格を喪失したとき、再度専門医の申請をすることができる。

(再認定資格)

第18条 専門医資格の再認定を希望する者の資格を、以下に定める。

- 2 専門医喪失後満5年以上経過した者は、再認定申請時に麻酔科認定医資格を有し、かつ満3ヶ月以上麻酔科関連業務に専従していなければならない。
- 3 専門医喪失後満5年未満の者は、再認定申請時に麻酔科認定医資格を有していなければならない。
- 4 認定医資格を喪失した者については、認定医資格取得後満1年以上麻酔科関連業務に専従していなければならない。

(臨床実績)

第19条 この申し合わせ第18条第2項に該当する者が再認定申請に必要な臨床実績は、この申し合わせ第8条の規定を適用する。

- 2 この申し合わせ第18条第3項に該当する者は、臨床実績の提出は免除する。
- 3 この申し合わせ第18条第4項に該当する者が再認定申請に必要な臨床実績は、この申し合わせ第8条の規定を適用する。

(研究実績)

第20条 この申し合わせ第18条第2項に該当する者が再認定申請に必要な研究実績は、この申し合わせの第9条の規定を適用する。

2 この申し合わせ第18条第3項に該当する者が再認定申請に必要な参加実績は、以下に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) この法人が主催する学術集会等への参加実績
資格喪失後から申請時までの経過年数
(小数点切捨, 1年未満の場合は1とする) × 参加実績 1 単位
- (2) この法人が主催するリフレッシュャーコースへの参加実績
資格喪失後から申請時まで 3 講義以上
(受講予定の場合は受講後に受講証明書提出が必要)

(申請)

第21条 この申し合わせ第18条第2項に該当するものが再認定審査を申請するときは、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 専門医再認定申請書 1 部
 - (2) 職務経歴書の写し 1 部
 - (3) 麻酔経歴書の写し 1 部
 - (4) 臨床実績報告書 (直近3ヶ月分) 1 部
 - (5) 専門医実績目録 1 部
 - (6) 写真 会告で定める部数
- 2 この申し合わせ第18条第3項に該当するものが再認定審査を申請するときは、認定委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- (1) 専門医再認定申請書 1 部
 - (2) 職務経歴書の写し 1 部
 - (3) 麻酔経歴書の写し 1 部
 - (4) 専門医実績目録 1 部
 - (5) 写真 会告で定める部数
- 3 この申し合わせ第18条第4項に該当するものが再認定審査を申請するときは、認定委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- (1) 専門医再認定申請書 1 部
 - (2) 職務経歴書の写し 1 部
 - (3) 麻酔経歴書の写し 1 部
 - (4) 臨床実績報告書 (認定医取得後分) 1 部
 - (5) 専門医実績目録 1 部

(6) 写真

会告で定める部数

- 4 専門医の再認定申請の受付期間は、毎年5月1日から6月30日とする。
- 5 専門医認定の審査料は、専門医内規第9条に定める試験科目ごとに10,000円とする。ただし、実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(再認定者の審査)

第22条 専門医の再認定審査は、以下の通りこの法人の認定審査委員会が実施する。

- 2 この申し合わせ第18条第2項に定める者は、専門医内規第9条に定める審査とする。
- 3 この申し合わせ第18条第3項に定める者は、書類審査ならびに口頭試験および実技試験による審査とする。
- 4 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 5 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

第23条 専門医再認定の合格科目の取消は、専門医内規第10条の規定を適用する。

(認定・登録)

第24条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、専門医登録料10,000円を納付する。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を専門医として登録する。専門医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(改定)

第25条 この申し合わせは、教育委員会の議を経、理事会の承認を得なければ改定することができない。

附 則

1. この申し合わせは、2013年5月22日に制定し、2014年4月1日から施行する。
2. この申し合わせは、2024年3月31日に廃止する。